

横須賀市電気自動車用充電設備等導入事業 事業者公募要領

1 目的

横須賀市は、令和3年1月に「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」を公表し、2050年脱炭素社会の実現を図るための取組のひとつとして電気自動車普及を推進することとしている。

そこで、電気自動車（以下「EV」という。）の普及に寄与するため、公共施設駐車場へのEV充電設備設置等を実施する事業者の選定について、公募型プロポーザルにより行うこととし、その実施方法等必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 事業の内容

本事業は、以下の取組を進めるための事業者を募集するものである。なお、本事業の詳細は別紙仕様書のとおりとする。

- ア 公共施設駐車場へのEV充電設備の導入及び維持管理
- イ 市内のマンション・集合住宅へのEV充電設備の導入促進
- ウ その他ゼロカーボンの推進に資する取り組みの提案・実施

3 応募資格

本案件参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 仕様書等に示す業務を履行する能力を有すること。
- (4) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。））及び地方税（法人市民税及び固定資産税）を滞納していないこと（地方税については、本市に本社若しくは事業所がある者のみ）。
- (5) 横須賀市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該法人の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していないこと。
- (7) 本市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

4 スケジュール

●本要項の公表	令和5年12月13日(水)
●質問受付期間	令和5年12月13日(水)～12月21日(木)
●質問に対する回答期日	令和5年12月25日(月)
●参加意向申出期間	令和5年12月13日(水)～12月27日(水)
●提案募集期限	令和6年1月5日(金)
●プレゼンテーション・審査	令和6年1月11日(木)
●選考結果の通知	令和6年1月15日(月)

5 参加申込の手続き

本案件への参加を希望する場合は、以下のとおり必要書類を提出すること。

(1) 申込期限

令和5年12月27日(水) 17時必着

(2) 申込方法

下記提出書類を郵送又は持参により提出

(3) 提出先

〒238-8550 横須賀市小川町11 本館1号館4階
経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当 小泉、天野
電話 046-822-8524
メール zc-zc@city.yokosuka.kanagawa.jp

(4) 提出書類

- ・参加申込書兼誓約書(様式1)
- ・履歴事項全部証明書(原本)
- ・納税証明書(国税)
- ・納税証明書(横須賀市税) ※本市に本社若しくは事業所がある場合のみ
- ・会社概要(パンフレット等)
- ・直前2年分の財務諸表類(貸借対照表及び損益計算書の写し)

(5) 参加を辞退する場合

参加申込書を提出した後に提案を辞退される場合は、「辞退届(様式2)」を記入し、pdf化したデータを上記提案募集期限までに申込場所に電子メールで提出すること。

6 質問の受付及び回答

本案件に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

当該方法を除く個別の質問には対応しない。なお、質問がない場合は提出不要とする。

(1) 受付期限

令和5年12月21日(木) 17時必着

(2) 受付方法

「質問書(様式3)」に基づき 質問事項を記載し、電子メールで提出するものとする。
※件名は「充電設備等導入事業質問書(会社名)」とする。

(3) 提出先

〒238-8550 横須賀市小川町11 本館1号館4階
経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当 小泉、天野
電話 046-822-8524
メール zc-zc@city.yokosuka.kanagawa.jp

(4) 回答方法

令和5年12月25日(月)までに、本市公募ホームページにおいて公表する。

7 企画提案書の提出

(1) 申込期限

令和6年1月5日(金) 17時必着

(2) 申込方法

電子メール

※件名は「充電設備等導入事業企画提案書(会社名)」とする。

(3) 提出先

経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当 小泉、天野
電話 046-822-8524
メール zc-zc@city.yokosuka.kanagawa.jp

(4) 提出書類

公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準を参考に企画提案書を作成し提出すること。様式は自由とし、A4用紙に10枚程度、図や写真等の挿入可とする。

8 選定方法

(1) 審査方法

提出された企画提案書の内容及びプレゼンテーション(質疑応答含む)に基づき、審査を行う。

その他、別紙「公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準」に従い、審査するものとする。

(2) プレゼンテーションについて

- ア 日時: 令和6年1月11日(木) (午後を予定、詳細は後日連絡する)
- イ 場所: 横須賀市役所2号館 会議室(神奈川県横須賀市小川町11番地)
- ウ 内容

- ・提案は、企画提案書に基づき説明すること。
- ・所要時間は各提案者30分（説明20分、質疑応答10分）以内とする。ただし、提案状況等に応じて、あらかじめ短縮する場合がある。
- ・プレゼンテーション参加者は3名以内とする。

(3) 選定結果の通知

選定結果については電子メールにて通知する。また、市ホームページでも公表する。

(4) 設置場所や設置基数の協議

設置場所や設置基数については、事業者選定後、その提案内容にもとに、改めて市と事業者で協議し決定する。

9 協定の締結

選考結果の通知後、最優秀提案者と協議の上、協定書を締結するものとする。

10 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加申込書兼誓約書または提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり、著しく信義に反する行為等、審査の過程において失格であると認められる事由があった場合

11 留意事項

- (1) 本審査に関する異議には一切応じない。
- (2) 本案件に参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (4) 提案書の提出は1社につき1案のみとし、原則、書類提出後の修正または変更は認めない。ただし、誤りが明確である場合や、審査において、重要な事項と考えられる内容に誤りがあったことが判明した場合は、速やかに事務局へその旨を報告すること。
- (5) 提案書の提出後、本市の判断により補足資料を求めることがある。
- (6) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、横須賀市が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、横須賀市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。